

富山市認定地域クラブ活動の体制整備に向けて

富山市教育委員会

1 文部科学省より発出されたガイドラインのポイント

1 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築します。認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称します。

(2) 認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた**教育的意義を継承・発展させた活動**であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② **適切な活動時間や休養日**が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、**可能な限り低廉な参加費等**が設定されていること
- ④ **適切な指導の実施体制**が確保されていること
- ⑤ **適切な安全確保の体制**が確保されていること
- ⑥ **適切な運営体制**が確保されていること
- ⑦ **学校等との連携**が適切に行われていること

※ 各認定要件を満たしているか否かについては、市区町村等が具体的な確認事項を踏まえて判断します。

市区町村等が各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する**対象区域（エリア）を設定**
・地域の実情（生徒数、ニーズ、施設状況等）を踏まえ、認定するクラブ数や競技種目等を定める。

2 想定される認定の効果（メリット）

- ① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
(令和7年12月、文部科学省)

国のガイドラインに基づいて、
富山市認定地域クラブの認定制度を構築していきます。

2 富山市認定地域クラブの方向性

1 対象区域について

原則

種目の特性や本市の状況を鑑みて、種目ごとに対象区域を決める。

※ 今後、学校部活動と認定地域クラブ活動との連携が適切に行われるように、関係部局やスポーツ協会に加え、中学校長や保護者の代表による本市が設置する「休日の部活動の地域展開に係る協議会」等において協議を重ねながら、各種目における対象区域の設定について検討していきます。

※ 市内中学校における部活動の現状や活動に係る施設・道具等の状況を踏まえ、原則のとおり対象区域を設ける種目とすかどうかを検討していきます。

2 富山市認定地域クラブの体制整備に向けて（予定）

令和8年5月～

国のガイドライン
富山市認定地域クラブの
方向性の周知

令和8年秋～冬

「市の推進計画」等の策定

令和8年5月～10月

種目ごとの対象区域の在り方についての
協議

令和9年 3月以降

（予定）

富山市
認定地域クラブ
認定
受付開始

3 富山市における学校部活動の方針

【平日の部活動】

引き続き現行の部活動を継続していく。

【休日の部活動】

- 1 令和8年度の新チーム発足（3年生引退）後は、休日の部活動は原則実施しない。ただし、大会前に1～2回程度（または月に1回程度）の練習試合等を行うことがある。
- 2 学校や保護者、地域等が連携し、休日の部活動の地域展開を可能な部活動から進めていく。

4 その他

・今後も富山市認定地域クラブの体制整備についての情報を随時お伝えしていきます。

<関連資料>

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

（令和7年12月、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

担 当：富山市教育委員会 学校教育課 指導係
TEL：076-443-2135